

# 2025.6 期開催 「さかた北前朝市」参加規約

- 開催趣旨** 酒田市中心市街地の活性化を図るイベントとして第7期を迎える。  
庄内全域の魅力を発信するとともに、市街地のにぎわい創出及び農海産物の地産地消推進を図る
- 主催** さかた北前朝市実行委員会
- 共催** 中町にぎわい協議会
- 後援** 酒田市・酒田商工会議所・中町中和会商店街振興組合・中通り商店街振興組合・酒田まちなかプロジェクト(株)
- 開催日時** 6月～11月 毎月第1日曜日(月1回) 午前7時から午前9時まで
- 開催予定地** 中通り商店街
- 出店単位** (ア) 1区画単位(間口3m×奥行1.5m)  
(イ) 1区画単位以上(間口3m×奥行3m)別途道路使用料2,300円(年)を頂きます  
(ウ) 軽トラックやキッチンカーでの販売を希望される方は予めご連絡ください。  
別途道路使用料2,300円(年)を頂きます。  
※複数単位での申込みも可能です
- 参加申し込み方法** 「さかた北前朝市」募集要項・規約を確認し、出店申込書に必要事項をご記入の上、参加希望月ごとにお申込みください。申込み時点で募集数に達している場合や主催者の開催趣旨に添わない場合、申込みをお断りする場合があります。出店受付者には開催前月20日までに詳細の連絡をいたします。
  - FAX 0234-25-3101
  - Eメール [kitamae.asaichi@gmail.com](mailto:kitamae.asaichi@gmail.com)
  - 直接事務局(酒田市中町1-10-17 カフェ&ジェラートモアレ向かい)  
\*事務局で申込み希望の方は予めお電話ください(0234-25-3100 担当;高橋)  

※6月1日開催	申込締切5月15日
※7月6日開催	申込締切6月15日
※8月3日開催	申込締切7月15日
※9月7日開催	申込締切8月15日
※10月5日開催	申込締切9月15日
※11月2日開催	申込締切10月15日
- 出店料** ① 4,000円/区画/回 自店舗2,000円/回(参加料)  
② 年間出店料21,000円/1区画/6回(1回払い、但し中止の場合でも返金は無しです)
- 募集区画数** 50区画程度
- 出店条件**
  - \*参加規約に同意いただける方のみ出店を受け付けさせていただきます。
  - \*参加規約に違反した方は退場をお願いする場合があります。
  - \*出店は申込み本人が必ず参加してください。代理出店は認めません。
  - 出店規約

- (ア) 酒田を中心とした庄内の特産品等の農林水産物・加工品・工芸品の販売とします。
- (イ) 出店者は主催者の指示に従ってください。
- (ウ) 原則として申込み区画内に収まるスペースでの出店になります。
- (エ) 出店場所は主催者が決定します。
- (オ) 電気、水道の利用を希望される場合は、事務局へ連絡してください。利用料はそれぞれ 500 円となります。
- (カ) 偽ブランドや海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、危険物等、社会通念上不適当と思われるもの及び法律・関係条例・規則等に抵触する物品の持込・販売はできません。
- (キ) 会場での盗難や破損、事故、または、販売商品による食中毒や事故等が発生した場合は、当該販売者の責任で速やかに対応してください。同時に主催者に必ず報告をお願いします。
- (ク) 会場施設の破損など主催者側に損害を与えた場合は、いかなる場合も自己負担にて補償してください。また、第三者に損害を与えた場合も、出店者の責任で解決してください。
- (ケ) 出店に関する事故等については、主催者は一切責任・補償を負いません。
- (コ) **1 区画につき 1 店舗の出店とします**、申し込み後に販売品目を変更する場合、予め主催者に申し出てください。
- (サ) 出店を取りやめる場合は、主催者へ速やかにご連絡ください。
- (シ) 朝市開催時間の路上駐車は禁止とします。

## (2) 搬入、搬出、清掃

- (ア) 会場への搬入は、当日午前 5 時 30 分から可能です。  
出店の準備は午前 7 時まで完了してください。
- (イ) 会場内への車両の進入は午前 7 時までとし、午前 7 時以降の進入・退出を禁止します。午前 7 時以降は、各自台車を準備するなどし、商品等を搬入してください。
- (ウ) 会場の運営上、出店場所のレイアウトを変更する場合があります。
- (エ) 搬入時、本部で看板と売上報告用紙の受け取りをお願い致します。
- (オ) 出店場所及びその周辺は出店者が責任を持って清掃を行い、販売の際に発生したゴミ等については出店者が責任を持って回収し、必ず持ち帰ってください。
- (カ) 終了時刻（午前 9 時）までは、出店者の搬出はできません、但しやむを得ない場合は事前に事務局にご連絡下さい、途中退出は認めません。
- (キ) 終了後は（午前 9 時まで）本部に売り上げ報告を提出の上、搬出を開始してください。
- (ク) 搬出は午前 10 時まで完了してください。
- (ケ) 出店者の車両については市役所の駐車場をご利用下さい。

## (3) 道路使用許可 奥行 1.5m以上超える出店者の方は、道路使用許可の申請が必要です。

申請は事務局が行います。開催日当日まで申請料 2,300 円を事務局へ支払ってください。  
警察署への個別申請はできませんので、ご注意ください。

## (4) 衛生管理

- (ア) 飲食関連の販売については、各業種の営業許可もしくは酒田市内のイベント等で有効な臨時営業許可や移動食品営業許可証を取得している方に限ります。許可証の原本を必ずご持参ください。
  - (イ) 食品衛生法に基づく許可等、出店者の営業に必要な許認可手続きは、出店者の責任で個々に対応してください。
- 必要な許認可については、庄内保健所生活衛生課の HP でご確認ください**
- (ウ) 申込書と一緒に許可証等の写しを提出してください。
  - (エ) 食品を取り扱う出店者は、食品衛生法のルールを守り、消費者に対して安全で衛生的な食品の提供に努め、食中毒防止など食品管理には十分注意してください。
  - (オ) 食品の販売に必要な表示は、「直売所のための食品表示ハンドブック」に従い確実に行ってください。

**直売所のための食品表示ハンドブック（参照）**

## (5) 開催の中止

- (ア) 基本的には雨天時でも開催しますが、気象状況、会場の都合により開催が中止となる場合があります。開催中

止の判断は主催者が行います。

- (イ) 中止とする場合は、原則として開催日 **3日前の正午**までに主催者から出店者へ連絡します（但し天候の急変、天災の場合は突然中止になる場合がございます）予備日の開催はありません。
- 開催中止になったことにより生ずる派生的・付随的・間接的損害（営業上の利益損失等を含む）について、主催者側により補償等は一切できません。

(6) 出店者取り止め

- (ア) 主催者からの指示や出店規約を遵守しない出店者については、出店を取り止めていただきます。
- (イ) 直前または当日キャンセルをした場合は、以後の出店を取り消す場合があります。
- (ウ) 出店の取り止め、取消しになった場合に置いても、主催者側による補償等は一切できません。

## 12. 広告及び販促 会場看板・新聞等媒体でのパブリシティ（紹介記事）・ホームページ・フェイスブック等

## 13. その他

- (1) 区画内に販売台や陳列器具を置くのは自由です。POP等を活用して積極的に販売促進することを心がけてください。
- (2) テント・テーブルの貸し出しもありませんので、必要な方はご持参ください。
- (3) POPや値札などの販売用備品、つり銭・領収書等は各自でご用意ください。
- (4) 出店者はお互い平和的に、また来店するお客様が和やかに「さかた北前朝市」を楽しめるように心がけてください。
- (5) 住宅地での開催となりますので、過度な音楽や騒音などは出さないでください。
- (6) 開催中に発生した人身事故、物損事故について、主催者は一切の責任を負えませんのでご注意ください。

## 14. 反社会的勢力でないことの表明・確約

出店者は以下を誓約した上で申し込みを行うものとします。

- (1) 出店者は、暴力団・暴力団員・暴力団関係企業、団体・その他反社会的勢力に属していないものであり、直接ならびに間接的にも一切関与していない者
- (2) 出店関係者が下記のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- (ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
- (エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (オ) 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 出店関係者は第三者を利用して下記に該当する行為を行わないこと
- (ア) 暴力的な要求行為
- (イ) 法的責任を超えた不当な要求行為
- (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてさかた北前朝市の信用を棄損し、または業務を妨害する行為
- (オ) その他前各号に準ずる行為

## 15. 規約の改定

- (1) 主催者は本参加規約他を随時変更することができるものとします。本参加規約の改定はホームページにて告知しその時点をもって全ての事項は改定後の募集要項・参加規約に準じるものとします。

## 16. 問い合わせ先（「さかた北前朝市」事務局）

- (一社) 元気インターナショナル 〒998-0044 山形県酒田市中町 1-10-17 (カフェ&ジェラートモアレ向かい)  
担当：高橋 TEL:0234-25-3100 FAX:0234-25-3101  
[kitamae.asaichi@gmail.com](mailto:kitamae.asaichi@gmail.com)

2025年1月20日 改定

## さかた北前朝市 2025 出店申込書

出店申込者名	
出店者・出店会社名	
ブース表示名	
連絡先	〒
	TEL : _____ FAX : _____
	メールアドレス : _____
担当者名・所属	

### ②出店内容 ※全項目必ず記入してください

希望出店形態に✓		テント（大きさ _____ ）
		軽トラック（車両ナンバー： _____ ）長さ・幅・高さ（ _____ ）
		キッチンカー（車両ナンバー： _____ ）長さ・幅・高さ（ _____ ）
		その他 _____
出店内容		
出店月 ※出店月を○で囲んで下さい	6/1   7/6   8/3   9/7   10/5   11/2	

### ③販売内容 ※全項目必ず記入してください

食品販売	有      無	← 食品販売の無い方は⑤ご署名へお進みください
食品販売の品目 全ての予定品目 ※詳しくご記入下さい		
食品販売方法 パッケージ販売・袋詰めなど		
火器使用	有      無	* 使用の場合必ず消火器をお持ち下さい

※保健所・税務署への手続きは各自・各出店者で行う必要があります

### ④募集要項・参加規約 13.に記載する反社会的勢力ではない事の表明・確約に関する同意

同意します

### ⑤ご署名 ※必ずご署名をお願いします

署名	上記記載内容に相違ありません。また、必要な手続きは責任を持って自らが実行し出店いたします。 <div style="text-align: right;">⑥</div>
----	--

出店申込先/問い合わせ先      「さかた北前朝市」事務局  
 （一社）元気インターナショナル      担当：高橋

〒998-0044 山形県酒田市中町 1-10-17（カフェ&ジェラートモアレ向かい）  
 TEL:0234-25-3100    FAX:0234-25-3101